

U d a C i t y

第3部 基本計画

第4章

一人ひとりが輝き 個性・創造を育むまち

1. 誰もが尊重される共生のまちづくり
2. 男女共同参画社会の実現
3. 教育環境の整備・充実
4. 生涯学習の充実
5. スポーツ・レクリエーションの充実

現状と課題

- 基本的人権の尊重は、明るく住みよい、誰もが支え合うまちづくりを進める上で最も重要なものであり、市民相互の豊かなふれあいの基礎を築くものです。同和問題、女性、子ども、高齢者、障害者、外国人等、社会にはさまざまな人権問題が存在し、解決に向けた取り組みが進められています。さらに、H I V*感染者やハンセン病*にかかった人、刑を終えて出所した人、ホームレス、性的指向等に対する偏見や差別、犯罪被害者とその家族など、さまざまな人権問題が考えられ、今後も多くの解決すべき課題が残されています。
- 一人ひとりの人権が尊重され、誰もが自分らしくいきいきと暮らせる社会を実現するためには、一人ひとりが日常生活におけるさまざまな問題を自分のこととして受け止め、お互いを尊重し合うことが大切です。
- 人権を生活文化として定着させ、お互いを認め合い、ともに生きるまちづくりが求められています。

施策の方向

- 人権が尊重される社会の実現と、健全で多彩な交流促進に向け、関係機関との連携を図りつつ、人権教育の推進を図ります。
- 人権尊重のための適切な情報提供や啓発活動等を通じて、人権意識の高揚を図ります。
- 同和問題の解決、児童虐待等への対策、障害者福祉の推進、在日外国人への正しい理解の醸成など、関係機関の連携のもと、人権尊重と擁護に向けての総合的な取り組みの推進を図ります。
- 人権問題に対する正しい理解と認識の醸成やコミュニティ・交流活動など、さまざまな機会を通じた市民参加を進め、市民人権集会の充実など、人権尊重の明るいまちづくりを進めます。

● H I V…ヒト免疫不全ウイルス、エイズウイルスのこと。

● ハンセン病…らい菌の感染によって起こる慢性伝染病。伝染力は弱く、潜伏期は3年から20年に及ぶため、かつては遺伝性と誤解されたこともあった。

主要施策

(1) 人権啓発・教育の推進

- さまざまな人権問題に対して、市民の理解と認識を深めることができるよう、今後も啓発冊子の作成や講演会、研修会を実施し、人権意識の高揚に努めます。
- 学校や家庭、企業などの社会において、人権に対する正しい理解と認識を深めることができるよう、人権教育を推進します。
- 今後も講演会や研修会を効果的に開催し、幅広い参加の促進、情報提供、相談事業など人権尊重思想の普及と意識の高揚を図るため、だれもが参加しやすい幅広い活動を推進します。
- 人権教育のための国連10年行動計画を引き継ぎ、今後の人権施策の指針として「人権施策基本方針」の策定に努めます。

(2) 人権相談・擁護体制の充実

- 指導者の育成とボランティア活動組織の育成・支援を推進し、サークル活動等の相互交流事業を効果的に実施します。
- 人権擁護機関や関係団体との連携を深め、身近な人権問題に関して気軽に相談できる機会づくりを行います。



市民集会



現状と課題

- 少子高齢化をはじめ、経済活動の成熟化など、社会構造や経済が急速に変化するなかで、男女が互いに人権を尊重し、個性と能力を発揮することができる男女共同参画社会の実現をめざしていくことがまちづくりの重要な要素となっています。

施策の方向

- 市民、団体、事業者などと連携し、家庭、地域、職場などのあらゆる社会分野への男女共同参画を進めるとともに、全市的な推進体制の構築を図ります。
- 女性が働き続けるための社会環境を整備するため、保育サービスの充実や学童保育の整備を推進するなど、女性の社会参加の促進を図ります。

主要施策

(1) 男女共同参画に対する意識の高揚

- 男女共同参画に取り組む団体・ボランティア等の活動とネットワーク化を支援し、意識啓発・情報提供などに努めます。
- 雇用の場における男女平等や仕事、社会活動と家庭生活の両立が図れるよう、意識の高揚と環境整備を推進します。

(2) 女性の社会参画の促進

- 女性の仕事と家庭の両立や地域活動への参加を支援します。
- 職場、地域活動、文化活動などさまざまな活動において、女性の個性と能力が発揮できるよう、市全体で男女がともに働きやすい環境づくりを推進します。
- 男女共同参画社会の実現に向け、全市的な推進を図るため、「宇陀市男女共同参画基本計画」の策定や見直しを行い、総合的かつ計画的に施策を推進します。

現状と課題

- 急速な少子高齢化や共働き世帯の増加といった社会構造の変化に伴い、地域や保護者のニーズが多様化する一方、家庭や地域の教育力の低下も目立っています。
- 家庭・地域をはじめ、幼稚園・保育所（園）や小学校との連携を強化することや、幼保一元化や小中学校教育も見通した教育を進める必要があります。
- 児童生徒の問題には、解決が困難なケースが多く、専門的な知識やアプローチが必要となります。
- 児童・生徒数の減少により、学校施設の統廃合が進み、その跡地利用などが課題となっています。

■小中学校の状況

(単位：箇所、人)

		平成14年	平成15年	平成16年	平成17年	平成18年
小学校	学校数	14	14	14	14	10
	児童数	2,038	1,915	1,824	1,780	1,707
	クラス数	126	121	97	98	77
	教員数	204	191	197	193	159
中学校	学校数	4	4	4	4	4
	生徒数	1,311	1,259	1,185	1,053	999
	クラス数	50	47	37	34	33
	教員数	103	96	97	96	89

資料：学校基本調査結果報告書



菟田野小学校

施策の方向

- 未来を担う子どもたちが心身ともに豊かでたくましく成長できるよう、地域に密着した特色ある学校づくりを推進するため、家庭・学校・地域が一体となった教育体制の構築に努めます。
- 安全で快適な学校教育環境の確保のため、老朽化した学校施設の改築や耐震補強、また給食センターの整備を図ります。
- 地域の意向を尊重しながら、学校の統廃合、学校区の見直し等について検討します。
- 学力の向上と安全で安心して学べる学習環境を整え、社会全体で子どもの教育にあたる取り組みを行います。
- 特色ある学校教育の推進に向けて、教職員の資質向上や、教育相談・カウンセリングの充実、情報化・国際化等への対応や地元への愛着心を醸成する体験学習・環境教育等の教育カリキュラムの充実を図ります。
- 児童・生徒が自己表現力の習得や体験活動を推進し、確かな学力を身につける機会を提供するとともに、文化・芸術にふれる取り組み内容の充実を図ります。

主要施策

(1) 健やかに育つための教育内容の充実

- 本市の豊かな自然、歴史や伝統文化などの資源を活かした体験学習を推進し、特色ある学校づくりやカリキュラムの充実を促進します。
- 学校給食などの機会を捉え、健康づくりや地産地消による食を通じて、地域の文化を学ぶ「食育」を推進します。
- 重度心身障害や発達障害のある児童生徒一人ひとりに応じた教育を進めるため、保健・医療・福祉関係機関との連携を図りながら、特別支援教育体制*の充実に努めます。
- 教材の拡充や適正な教育課程の編成を推進します。
- 国際化社会や小学校教育での英語必修化の動きへの対応として、ALT（外国語指導助手）の確保と指導方法について検討します。
- 地球温暖化など環境問題に関心を持ち、身近な自然環境とのふれあいや森林環境体験教育学習推進事業などを通じて、環境問題についての理解と知識を深め、まず自分ができることから実践できる姿勢を養います。

●特別支援教育体制…教育・医療・保健・福祉・労働などの関係機関による「特別支援連携協議会」を設置し、ネットワークを形成するなかで、個別の教育支援計画の策定に努め、乳幼児から就労にいたるまでの長期的な支援体制のこと。

(2) 魅力ある教育環境の展開

- 児童・生徒数の減少による学校規模の適正化を図るため、小学校の統合について地域の意見をふまえながら、検討を行います。
- 効率的・経済的・衛生的に給食サービスが提供できるよう、給食センター等の整備を検討します。
- いじめや不登校、心の問題など、さまざまな相談に対応するため、児童生徒一人ひとりに応じたきめ細やかな相談・指導ができる体制の充実を図ります。
- 家庭・学校・地域が一体となった相談・指導体制の確立をめざします。

(3) 幼稚園・小中学校の学習環境の充実

- 幼児の生きる力や思いやり、個性を育むため、保育所との連携や一元化を図り、学習環境の改善に努めます。
- 安全・安心な学習環境を確保するため、計画的に学校施設の耐震化に努めます。
- 情報化社会に対応するため、教育用パソコンや校内LAN*の整備を推進します。
- 登下校時の見守り強化等、地域との連携により、児童生徒の安全の確保を図ります。
- 統廃合された学校施設については、学校の記録保存に努めるとともに、過度な投資は控え、地域や団体等が自主的な管理・運営ができる有効的な活用方法について検討します。



児童登校風景



若者自立塾「室生館」(西谷小学校跡地)

- 校内LAN…学校施設内で光ファイバーケーブルなどを使用して、同じ建物のなかにあるパソコンやプリンタを接続し、相互データのやりとりをするシステム。

現状と課題

- 豊かな人間性を育むために、市民が“いつでも、どこでも、誰でも”自由に学ぶことができ、一人ひとりの活動が適切に評価され、還元される生涯学習社会の実現が求められています。
- 多様な生活習慣により、一人ひとりにあった余暇活動を求める人が多くなっており、既存の生涯学習施設を活用するとともに、市民や各種団体などによる参加型の学習活動を促進します。

施策の方向

- 市民一人ひとりの可能性と生活の豊かさを広げる生涯学習の推進を図るため、既存の公民館や図書館などの機能の充実と生涯学習関連施設など、さまざまな情報のネットワーク化を図ります。
- 施設の維持・管理経費の節減に努め、機能の統合・充実強化を検討します。
- 生涯学習活動の活性化と施設利用の促進を図るため、多様な生涯学習講座やイベントの開催を推進します。
- 地域における生涯学習活動の推進を図るなかで、指導者の確保と育成に視点をおいた取り組みを推進します。

主要施策**(1) 生涯学習機会の充実**

- 類似事業の整理を図り、さまざまな世代の関心やニーズ、または現代的な課題に対応した多様な学習機会を創出します。
- 団体・グループ、NPO等の活動支援と指導者やボランティアの育成に努めます。
- 乳幼児から高齢者まで、だれもが利用しやすい交流センターや公民館、図書館の機能拡充など、生涯学習機会の場の提供に努めます。
- 視聴覚教材やインターネット等を活用した、生涯学習が展開できる施設整備に努めます。

(2) 施設機能の充実

- 市民のニーズに対応したイベントや講演会、教室などの公民館活動を展開し、サークル活動の支援に努めます。
- 本市の各公民館、図書館、歴史資料館など、生涯学習施設の利用が一層図られるように、市民のニーズに応じた利便性の高い施設機能を維持しながら、緊急度が高いものから整備を行います。
- 年代別のニーズに即し、それぞれの特色ある図書館の整備を推進します。
- 生涯学習施設の各施設間の情報共有や共同発信など、情報ネットワークの強化を推進します。

(3) 家庭教育への支援

- 子育てや非行等に対する相談・支援体制を充実し、家庭の教育力の向上を図ります。
- 子どもの健やかな成長、発達を促すため、県ならびに近隣市町村と連携をとりながら、家庭教育に関する学習の機会を設けるなど、相談体制の充実を図ります。

(4) 地域の教育力の醸成

- 地域の子育てボランティアの育成や人材活用を図り、子育て支援体制の拡充を図ります。
- 基本的な生活習慣の指導、社会活動・ボランティア活動を通じ、人間形成の基礎となる心の教育を推進します。
- 青少年の地域での相互交流を図り、地域の活動、伝統行事継承の担い手を育成し、次代の文化・社会のリーダーとなる人材育成を図ります。
- 地域全体で子どもの成長を見守るため、家庭・学校・地域の連携を密にし、地域の教育力の醸成に努め、安心して遊び、生活できる地域づくりを推進します。



生涯学習活動



現状と課題

- 21世紀を迎えた今日、人々のライフスタイルの変化、少子高齢化の進行、情報化の進展や社会環境の変化により、運動の機会が減少し、精神的なストレスの増大といった社会問題が取り上げられています。
- 市民一人ひとりがスポーツを楽しみながら、助け合い・支え合いの絆を深め、地域が一体となってスポーツに取り組めるよう、本市にある地域資源（人や場所）を活かしながら、誰もが元気でいきいきと安心して楽しめるスポーツ環境を創出することが重要です。
- スポーツ団体や指導者の育成、施設の整備、スポーツをする機会の提供などの支援を推進し、市民の自主的なスポーツ活動を促進していくことが必要です。
- （財）文化体育事業団が管理・運営する総合体育館・運動場、室内温水プール、グリーンテニスコート、平成榛原子供のもり公園などのスポーツ・レクリエーション施設について、魅力的で効率的な管理運営をめざし、来場者の増加を図ることが課題となっています。

施策の方向

- 多くの市民が生涯を通じて身近にスポーツや健康づくりを行い、また、スポーツ活動を通じて、健全な心身の育成が行えるよう、スポーツ施設の拡充や設備の充実を図り、既存施設の利用を促進します。
- スポーツボランティア制度の導入（各種イベント等のスタッフの育成・充実）の検討や、体育指導員の増員・育成等に努め、地域全体でのスポーツ活動の振興に努めます。
- 各種大会等の開催場所の確保や総合型地域スポーツクラブの創設など、スポーツ活動を活性化するための基盤整備を進めます。
- スポーツ・レクリエーション施設の維持管理を図るため、経費節減と受益者負担の適正化を図ります。
- 施設の維持・管理については、利用者の利便性や安全性、利用実態、管理経費等を考慮しながら、改修など計画的に整備を進めます。また、機能の統合・充実強化を検討します。
- スポーツイベント等への参加をきっかけとして、参加者がリーダーや指導者となるような仕組みづくりを進めます。

主要施策

(1) スポーツ活動の推進

- スポーツ振興とスポーツを通じた健康づくりを推進するため、各種教室や講座の充実を図ります。
- 類似事業の整理を図り、市民が参加しやすい各種スポーツ大会の充実と交流機会の創出に努めます。
- 子どもから高齢者まで体力や年齢に関係なく、気軽に楽しむことができるニュースポーツの紹介・普及等、スポーツ人口の増加に努めます。
- 市内のスポーツ団体の状況や、競技会・発表会の結果、また、どこで、どのような活動が行えるのかなど、スポーツに関する情報提供の充実を図ります。

(2) 市民主体のスポーツ・レクリエーション活動の支援

- 体力や年齢、目的に応じて「いつでも、どこでも、いつまでも」スポーツに親しむことのできるよう、市民主導型の総合型地域スポーツクラブの育成を推進します。
- スポーツ・レクリエーションの指導者の発掘・養成を進めるとともに、指導者の専門的知識や指導力の向上を図るための研修会・講習会への参加を促進します。
- 体育指導員を増員・育成し、市民ニーズに対応した指導体制の充実を図ります。
- スポーツ・レクリエーションに関する多様な人材を登録して活用する人材バンクの整備を検討します。

(3) スポーツ施設の整備・充実

- 市民のニーズに対応したスポーツ活動ができるよう、緊急度の高いものから施設の整備を検討します。
- 学校施設等の公的体育施設の効率的な運用を図ります。

(4) 温泉を利用した保養施設「保養センター美榛苑」の充実

- 宿泊や入浴、その他の交流拠点としての役割を担うため、「保養センター美榛苑」などの保養施設を運営し、市民の健全な娯楽やレクリエーションの場の提供に努めます。
- その他のスポーツ・レクリエーション施設や隣接する温泉施設、観光地とのネットワークを図り、適正で魅力ある運営に努めます。

(5) (財)文化体育事業団の充実

- 指定管理者*として、スポーツ・レクリエーション施設の効率的な管理運営を推進するとともに、施設の安全性を確保し、魅力ある運営で集客数の増加をめざします。また、大学や実業団等の合宿誘致など、既存施設との連携を推進します。
- 生涯学習である公民館活動とは別に、個性的で魅力ある自主事業や各種教室の開催を実施することで、多様化した趣味ニーズへの対応と文化・芸術の向上に寄与することをめざします。

●指定管理者…地方自治法の改正により、管理委託制度に代わって創設された制度で、条例で定めた手続きに基づき議会の議決を得た団体を指定し、公の施設の管理を一定期間その団体に行わせることができる。

